

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年9月23日

墨田区監査委員	長谷川	昌伸
同	寺田	政弘
同	井尾	仁志
同	大越	勝広

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第199条第7項

墨田区監査基準

2 監査の対象

(1) 令和元年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの

(2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和元年度の執行に係るもの

(3) 指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和元年度の執行に係るもの

3 監査実施期間

令和2年7月21日（火）から令和2年8月4日（火）まで

4 監査対象団体

実地監査団体 5団体

別添「令和2年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を墨田区監査基準に準拠して実施した。

5 監査方針

(1) 補助金が交付目的に沿って運用され、適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 補助金の会計経理は適正に行われているか。

(3) 出資団体における事務事業は、出資目的に沿って適正に行われているか。会計経理は適正に行われているか。

(4) 指定管理者による公の施設の事業運営及び施設管理は、協定書及び覚書の内容に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、井尾仁志監査委員は一般財団法人墨田まちづくり公社及び社会福祉法人墨田区社会福祉事業団の監査について、大越勝広監査委員はすみだまつり実行委員会の監査について、それぞれ除斥となった。

7 監査結果

上記のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていたが、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 指定管理者に関するもの

(ア) 指定管理者が区に提出した指定管理業務に係る歳入歳出予算書において、施設の保守点検費として計上した業務の一部について、実施されていないものがあった。(一般財団法人墨田まちづくり公社、地域活動推進課)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの、不適切な処理が行われている事例である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認し、あるいは今後の改善を約束させたものである。

ア 補助金の会計経理を適正に行うべきもの

(ア) 補助対象経費に関する領収書で、日付の記載のないものがあった。
(1 団体)

イ 出資団体における事案の決定手続を適正に行うべきもの

(ア) 事案の決定文書で、当該団体の規程に定める決定権者と異なる職の者により事案の決定が行われているものがあった。(1 団体)
(イ) 当該団体が指定管理者である施設に関する区への報告書等の提出で、事案の決定が提出後に行われているものがあった。(1 団体)

ウ 指定管理者による事業運営を適正に行うべきもの

(ア) 協定書において、事前に区の承諾を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託することができると定められているが、承諾を受けずに委託されているものがあった。(1 団体)
(イ) 協定書において、毎月、前月分に関する事業報告書を区に提出すると定められているが、記載事項に漏れがあった。(1 団体)
(ウ) 協定書において、毎年度の指定業務終了後に歳入歳出決算書を区に提出すると定められているが、内容に誤りがあった。(1 団体)
(エ) 協定書において、環境対策への取組として、毎月、エネルギー使用量を把握し、区に報告すると定められているが、報告されていなかった。(1 団体)
(オ) 覚書において、施設等の維持のための小規模修繕を覚書で定めた上

限金額を超えて行う必要がある場合は、その費用負担等について協議すると定められているが、書面による協議が行われていなかった。(1 団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正や必要事項の記入を行わせている。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

(3) 監査委員意見

以下については、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

今回、指摘事項とした事例は、指定管理者が協定書に基づき区に提出した当該年度の予算書に計上した業務の一部について、区との協議を行わないまま実施していなかったものであり、昨年の監査においても類似の事例について指摘としたところである。区においては、昨年の監査結果を受け、「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」の依命通達が発出されているが、今回も指摘となる事例が確認された。

現在、指定管理者制度は多くの施設において導入され、区政にとって欠くことのできないものとなっている。その制度の運用においては、区が直接施設を運営するよりも経費が節減できているということだけではなく、区民のニーズに対して多様で質の高いサービスを提供し、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」の一層の向上が図られているかも重要である。また、それら施設の運営の基本となるものとして協定書や覚書、要求水準書が存在しているほか、指定管理者からは事業計画書や予算書などが提出されている。その内容は順守されるべきものであり、それらの存在を蔑ろにしては、適正な施設運営は実現できないと考える。指定管理者には、自らの実施内容がこれらと適合しているかどうか常に確認していくことが求められ、一方、区においても、施設の設置者として指定管理者を監督する立場から同様の確認が必要となる。

過去の意見でも述べているが、他団体における監査結果を他山の石とし、決して他人事とは考えず、自らを振り返り、自らの仕事が適切に行われているか、常に意識していくことが望まれる。

また、今回の監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、規模を縮小しての実施としたところである。その中でも、実地監査において、それぞれの団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に尽力されている様子を垣間見ることができた。未だ、事態の収束が見通せないところでもあり、引き続き区民の安全・安心の確保に努められたい。

令和2年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

1 監査委員監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月30日 (木)	JNすみだ共同事業体	指定管理者	すみだ生涯学習センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月4日 (火)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	文化芸術活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。

2 事務監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月21日 (火)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月27日 (月)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	文化芸術活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月28日 (火)	JNすみだ共同事業体	指定管理者	すみだ生涯学習センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月29日 (水)	すみだまつり実行委員会	補助金	すみだまつりに関する経費の一部を補助している。
7月31日 (金)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。